

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年6月23日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	飯屋 国治 君
委員	前川原 正人 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	脇 伸宏 君	選挙管理委員会事務局主幹	猪俣 利博 君
総務部長	石神 幸裕 君	税務課長	岩元 勝幸 君
税務課主幹	木藤 正彦 君	税務課市民税グループサブリーダー	井之上 誠 君
消防局長	川崎 敏朗 君	消防局次長兼総務課長	松本 哲郎 君
警防課長	福元 啓太 君	情報司令課長	小野池 章 君
警防課長補佐	日原 秀顕 君	情報司令課長補佐	橋口 研吾 君
総務課装備・経理係長	田中 智絵 君	警防課救急救助係長	小濱 竜一 君
警防課消防団係長	鳥丸 一作 君	総務課装備・経理係主査	篠原 幸平 君
市民環境部長	末松 正純 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
スポーツ・文化振興課長	崎元 隆一 君	市民活動推進課道義高揚推進室長	金丸 哲朗 君
スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君	スポーツ・文化振興施設管理G主任主事	桑幡 雅啓 君
スポーツ・文化振興施設管理G主事	有馬 魁真 君		

- 6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

なし

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

- 8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案37号 霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

議案38号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案39号 霧島市税条例の一部改正について

議案47号 委託契約の締結について

議案49号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

議案50号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

議案51号 財産の取得について（高規格救急自動車）

議案52号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

議案53号 財産の取得について（消防小型動力ポンプ付普通積載車）

所管事務調査 市営プールの現状と課題について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○委員長（今吉直樹君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る6月17日の本会議で、当委員会に付託されました議案9件の審査と所管事務調査1件について調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は御手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いがよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査 市営プールの現状と課題について

まず所管事務調査を行います。テーマは、市営プールの現状と課題についてとなっております。それでは現地調査を行いますので、警察署の市役所正面玄関ロータリーに御移動をお願いします。ここでしばらく休憩します。

△ 現地調査（市営プールの現状と課題について）

「休 憩 午前 9 時 1 分」

「再 開 午前 10 時 30 分」

△ 議案37号 霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について及び

△ 議案38号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を再開します。それでは議案第37号及び議案第38号について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（脇 伸宏君）

議案第37号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきまして、御説明いたします。提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和7年6月4日から施行されたことに伴いまして、選挙運動用ビラの作成等、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、本市におきましても、これに準じて、当該限度額について、本条例の所要の改正をしようとするものであります。公職選挙法施行令で規定する公営費の単価につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律や人件費、物価の変動等を考慮して改正されますが、今回の改正では、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成等に係る経費の単価改正が行われたものであります。条例改正の内容を具体的に申し上げます。新旧対照表の5ページをお開きください。同条例の第9条では、選挙運動用ビラの作成における公費の支払いについて規定しておりますが、1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に、引き上げしようとするものであります。次に、第13条では、選挙運動用ポスターの作成における公費の支払いについて規定しておりますが、選挙運動用ポスターの作成における1枚当たりの作成単価の限度額を541円30銭から586円88銭に引き上げしようとするものであります。以上が今回の条例改正の具体的内容であります。改正後の条例の規定により適用される選挙につきましては、令和7年11月26日に任期満了を迎える霧島市議会議員選挙及び霧島市長選

挙を想定しております。続きまして、議案第38号霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。提案理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日から施行されたことに伴いまして、選挙長等の費用弁償額が、引き上げられたため、本市におきましても、これに準じて本条例の所要の改正をしようとするものであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律につきましては、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を定めたもので、今回の改正では、最近における物価の変動等を考慮し、選挙長等の費用弁償額を引き上げる改正が行われたものであります。条例改正の内容を具体的に申し上げます。新旧対照表の6ページをお開きください。別表中におきまして、選挙長の報酬額を10,800円から12,200円に引き上げしようとするものであります。以下同様に、開票管理者の報酬額を10,800円から12,200円に、投票所の投票管理者を12,800円から14,500円に、期日前投票所の投票管理者を11,300円から12,800円に、選挙立会い人を8,900円から10,100円、開票立会い人を8,900円から10,100円に、投票所の投票立会い人を10,900円から12,400円に、期日前投票所の投票立会い人を9,600円から10,900円に、それぞれ引き上げしようとするものであります。以上が、今回の条例改正の具体的内容であります。改正後の条例の規定により適用される選挙につきましては、令和7年7月28日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙を想定しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第37号について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

1点確認をさせてください。今回作成単価の限度額を引き上げるということでございますけども、前回の実績に基づいて、想定されてる選挙においてどの程度増加する見込みか、お示しいただけたらと思います。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

予算額のほうでよろしいでしょうか。今回の選挙運動用ビラとポスター作成に係る金額でございますけれども、市長選挙のほうで178,000円、市議会議員選挙費で1,111,600円が不足額となる見込みで計上しております。全体的な金額としましては、市長選挙費のほうで負担金補助及び交付金から執行するものが、2,914,600円、市議会議員選挙費の負担金補助及び交付金から執行するものが、19,294,400円となっております。市長選挙の5名で、市議会議員選挙のほうを40名で予算計上しております。

○委員（前川原正人君）

今の植山委員のほうからあったんですが、要は単価が改正をされると、枚数をかけると、全体の金額が出ますよね。その金額は大体どれぐらいを、これはもう公営掲示板の数と比例をするわけですけど、どれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。公営掲示板の立てる箇所ですね。これはどれぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

市長選挙と市議会議員選挙におきましては、令和7年度の予算を計上した際にポスター掲示場の箇所数を382か所計上しております。

○委員（鈴木てるみ君）

想定している人数より例えば多くの立候補者が出たという場合にはこの金額では足りなくなるんですよね。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

最終的には精算でお支払いをする形になります。枚数につきましてもそれぞれの候補者で異なるとはありますが、あくまでもこちらは、限度額と枚数が決まっておりますので、その範囲で執行する

ことになるんですけれども、仮に足りない場合は流用なりそういった予算措置で対応したいと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

分かりました。それと日程的にはまだ具体的にはなってないんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

市長選挙と市議会議員選挙の投票日につきましては11月16日日曜日ということで、4月の委員会の方で決定をいたしまして、市長、議長あと報道関係のほうにもお伝えしているところでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。ないようですので次に議案第38号についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（竹下智行君）

改めてなんですけど、投票所のほうは、全体で何箇所、それぞれ延べ何人の方が対象になるのか、そこをお示してください。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

投票所につきましては昨年86か所ございましたが、今年度見直しを行いまして、今のところ81投票所の予定でございます。投票管理者はそれぞれ1名ですので81人、あと期日前の投票所がございます。国分と隼人地区が16日間、各総合支所のほうが8日間です。それぞれお一人ずつということになります。投票立会い人ですけれども、こちらが各投票所を2人ずつになりますので、投票所と期日前の期間を掛けていただければと思います。

○委員（前川原正人君）

直接、関係することなんですけど、今回、各それぞれの選挙長だったり開票管理者だったり、事務に類する人たちの費用弁償といいますか、金額が変更になるわけなんですけど、例えば今おっしゃった86か所から81か所に変更することで、どれぐらいの、前回の今までの規定のこの日額と比較をして今回どれだけアップすることになりますか、全体像でですね。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

すいません、本議会に補正予算のほうも要求しているところでございますけれども、補正予算の金額でお答えさせていただきたいと思います。予算科目が報酬でございますけれども、参議院選挙費で881,400円。改定による増額ということで、要求しております。市長選挙費のほうが6,000円。これは投票管理者、立会い人等は市議会議員の選挙費のほうに計上しているため市長選挙費のほうは、開票立会い人のみとなるので6,000円となっております。市議会議員選挙のほうで748,300円不足する額を補正で要求しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

私は補正予算も審査をする予算委員でもあるんですけれども、そこは目を通しておりました。問題は、今度例えば福山町だったり、ほかの箇所が、今おっしゃった、86から81か所、減るということになっておりますが、その部分はある意味、立会い人の金額が下がるので節約と言えば節約なんだろうけれども、要は、例えば福山町で言いますと、下牧、東牧、西牧、これがもう、支所前の体育館で全部一括してやりますよということがもう既に広報等で周知をされてるわけですね。それはそれとして、本来であれば、もう少し、財政的には少しでも、少しでもというか人数の関係だったり、節約をといるものもあるんでしょうけれども、そういうふうに至った経緯というのが私たちには全然見えないんですよ。結果論でしか見えてこないもんだから、減るんだな程度なんです。だからその辺については、直接は関係ないんですけど、なぜそういうふうにしたのか。それともう一つは、先ほどおっしゃった86か所から81か所に変更になった、その場所ですね。これがどこなのか、お示しいただけますか。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

投票所の減につきましては、横川地区が1か所、赤水消防詰所を廃止しております。それと、隼人地区が中福良小学校と表木山公民館、福山が西牧之原と東牧之原、計5か所、になります。

○委員（前川原正人君）

財政的、経費的には少なくすればその分は金のかからないんですけど、一方から見れば、牧之原でいうと、下牧、東牧、西牧というのが一つの3地区ということでくくられてはいるんですけど、特に歩いて行かれていかなければならない方たちがですね、遠くなることだってあるわけですね。だからそういう、横川にしてもそうですけど、隼人にしてもそうですけど、こういう減らしたときに、どこで補完していくのかという問題があるんですが、そういう議論というのはなかったわけですか。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

投票所の統廃合につきましては、地域の自治公民館長さん、自治会長さんあたりと協議を行っているわけですが、当然場所が遠くなるとかいう方につきましては、地域のほうからですね、今、移動期日前投票所というのは先日の一般質問で、局長が回答しましたけれども、そういった制度もあります。そういう統廃合とあわせてそういった説明も行った中で、地域のほうからそういうような御要望があればですね、時間は短い期間にはなりますけれども、こちらから出向いて移動期日前投票所ということで福山のほうからはそういったお声が出なかったというふうに聞いております。隼人のほうでは、どうしてもちょっと山間部で投票所まで遠くなるということで、移動期日前投票所の開設を希望されましたので、今回開設する予定となっております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時47分」

「再 開 午前10時49分」

○委員長（今吉直樹君）

次に議案第39号について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第39号霧島市税条例の一部改正についてご説明いたします。議案第39号につきましては、令和7年3月31日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律のうち、本年4月1日施行分以外の税制改正に伴う霧島市税条例の改正になります。主な改正内容は、特定扶養親族である大学生年代の子等の親等が受ける所得控除の特定親族特別控除の創設や加熱式たばこの課税方式の見直し等になります。詳細につきましては、引き続き税務課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○税務課長（岩元勝幸君）

議案第39号は霧島市税条例の一部改正について、主な改正点について新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表は、6ページから10ページになります。6ページをお開きください。まずは、公示送達にインターネット閲覧を用いる改正です。第18条の公示送達については、省令改正に伴い公示送達の方法をインターネットで閲覧可能にするための改正です。7ページをご覧ください。第18条の3納税証明書事項については、第18条の改正に伴う規定の整備です。以上の施行日については、地方税法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となります。次に、特定扶養親族である大学生年代の子等の合計所得金額が95万円までは親等が特定扶養控除と同額の43万円の所得控除を受けられ、合計所得金額が95万円を超えた場合でも合計所得金額が123万円まではその合計所得金額に応じて段階的に通減した所得控除が受けられる仕組みとして、新たに創設された特定親族特別控除改正です。第34条の2の所得控除については、特定親族特別控除額を追加するものです。第36条の2第1項の市民税の申告については、特定親族特別

控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備です。8ページをお開きください。第36条の3の2第1項の個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、特定親族特別控除の創設に伴う給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するものです。第36条の3の3第1項の個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備です。以上の施行日については、令和8年1月1日となります。9ページをご覧ください。最後に、附則第16条の2の2の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例については、現在加熱式のたばこは、紙巻のたばこよりも税負担が低く、課税の適正化の観点から紙巻たばこの税負担差を解消するため、課税方式を見直すものです。以上の施行日については、令和8年4月1日ですが、同年9月30日までは激変緩和措置が講じられます。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。議案第39号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今部長、そして課長のほうから今回の特徴的な税法上の条例改定について御説明いただいたわけですが、特定親族特別控除が本年度から始まって来年の確定申告でこれが適用になるということで理解をするわけですが、要は先ほどおっしゃった合計所得金額が58万円を超えて123万以下の人が対象になると。ただし年齢が19歳以上23歳未満のいわゆる学生さんですね。これは生計を同一にする世帯の方に限るということで条件はついてるんですが、今回のこの特別控除の制度によってですね、当然その税収というのが変化をすると思うんですね。だからそれが大体どれぐらい本庁の場合、影響額というか変化をしていくのか。大体これはもう前年の実績でしか試算はできないんですけれども、どれぐらいを変化するというふうに見込んでいらっしゃるんですか。

○税務課長（岩元勝幸君）

今回の改正については8年度の住民税、市民税から返還するものです。今時点でですね、ちょっと試算のほうはできておりません。

○委員（前川原正人君）

まだ決まったのは決まったんですけど、まだやられてもいないことを論じるには難しさがあるんですけど、要は7年度、今年の1月1日から12月31日までの1年間の申告をしますよね。その申告が来年の6月で本課税になりますよね。その分が適用という理解でよろしいですか。

○税務課長（岩元勝幸君）

今言われたとおりです。

○委員（前川原正人君）

そうすると来年の時点で、本課税が決定をした時点で大体どれぐらいの動きが出てくるというのが分かるとそういうことですね。今の段階で幾らなのかというのは言えないので、それはもう学生は卒業したり、また学生になったりとかありますので、一概には論じることはできないんですけど、そういう理解でよろしいですね。

○税務課長（岩元勝幸君）

今議員言われたとおりなんですけど、今現在、その控除に入っていない方が恩恵を受けられるので、そういった方々に対しての人数を把握するとか、かなり難しくてということです。すいません。

○委員（前川原正人君）

先ほど口述のほうで加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例ということで、課税の適正化の観点から紙たばこと同じ税制、税負担を解消するために、課税方式を変更していくんだということになるわけですが、これも同じように重量割とか、何とか割とかいろいろありましたよね。や

っぱりそれも同じような課税の方式という理解でよろしいんですか。

○税務課長（岩元勝幸君）

今までの課税については重量とそれから価格とわかって計算されておりましたが、この改正で一応重量のみの計算になってまいります。その重量も二通りあるようでして、液体の分と液体でない分とに分かれるみたいです。

○委員（前川原正人君）

これはやはり来年なんですよ。令和8年4月からということになるんですけれど。そうするとたばこ税というのは目的税的な部分もあるし、たばこ消費税ということで市の財源にもなりうる税金のとらえ方があるんですけれども、その変化をする金額等についての試算というのは、途中でやめる人がおったり、途中でまた始める人がおったり、たくさんいろいろ、それも何とも言えないんでしょうけど、試算上ではどれぐらいの金額が大体見込まれるというふうに見ていらっしゃるんですか。

○総務部税務課主幹兼市民税グループ長（木藤正彦君）

たばこ税につきましては、申告納付方式というのがとられておりまして、既に電子たばこなんかについては換算された本数でしかうちのほうに上がってこないものですから、それについて影響額というのを試算するというのはちょっと困難な状況であります。ただ当然増える形になると思うんですけれども、いいですか。

○委員（前川原正人君）

普通はですね、大体税金をいじるときには、これぐらいの変化は見込んでますよ。減る。もう上下するのは当然ですよ。人間がやることです。だから逆に言えば財政的な部分でいうと、吸わなくてもいいから買ってもらえばいいわけですよ。吸わなくてもいいから。買っていただければ市の財源にはなりうるわけですよ。でも大体どれぐらいの、今幾らで大体どれぐらいのぐらいいは見込みとしては得られるんじゃないのかぐらいいは、今までの実績等から見たときにですね、変わるわけですので税法が。普通だったらそこまで、あくまでも見込みですので、確定ではないので、そういう試算というのはできないんですか。

○税務課長（岩元勝幸君）

先ほども申し上げましたが、やはり加熱式たばこについては、本数換算をされているのでその加熱式たばこの本数を算定できないことから試算は難しいものと考えております。ただ、委員がおっしゃるようにほかの面からですね、推測なりはできたかと思うんですけど、今の段階ではすいませんけど。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時 3分」

「再 開 午前11時 5分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第47号、議案第49号から議案第53号について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

まず議案第47号は高機能消防指令センターにおける消防救急デジタル無線設備の更新業務を委託契約しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号、霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。次に議案第49号及び第50号は、常備消防における消防ポンプ自動車と水槽付消防ポンプ自動車の更新、

議案第 51 号は同じく常備消防における高規格救急自動車を更新しようとするものです。次に、議案第 52 号及び第 53 号は非常備消防における消防ポンプ自動車と消防小型動力ポンプ付普通積載車を更新しようとするもので、それぞれ財産取得に必要な契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○情報指令課長（小野池章君）

まず議案第 47 号から説明いたします。議案書の 35、36 ページをご覧ください。議案第 47 号委託契約の締結については、消防救急デジタル無線設備に係る更新業務を委託しようとするものです。高機能消防指令センターは、24 時間 365 日運用させる必要があることから、連続的に稼働している電子機器の劣化や故障、修理部品の供給停止などにより、安定稼働が維持できなくなるといった懸念があるため、各設備の更新を令和 2 年度から計画的かつ年次的に実施しているところです。現在運用している消防救急デジタル無線設備は、平成 27 年度の整備開始から 10 年が経過し、設備更新が必要となったことから、当局の消防救急デジタル無線設備を開発・納入した実績があり、設備機器の更新における専門的知識や技術を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である株式会社富士通ゼネラルと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を行おうとするものです。以上で説明を終わります。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

次に議案第 49 号から第 51 号の財産の取得についてご説明いたします。議案書の 40 ページから 45 ページをご覧ください。まず、議案第 49 号は、消防局中央消防署中央署に配備予定としている消防ポンプ自動車を、鹿児島市松原町 12 番 32 号鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から 5,599 万円で取得しようとするものです。次に議案第 50 号は消防局北消防署霧島分遣所に配備予定としている水槽付消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町 12 番 32 号 鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から 7,194 万円で取得しようとするものです。次に、議案第 51 号は消防局中央消防署溝辺分遣所に配備予定としている高規格救急自動車を、霧島市隼人町真孝 37-1 鹿児島トヨタ自動車株式会社霧島店店長長野洋平から 3,333 万円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○警防課長（福元和博君）

次に議案第 52 及び 53 号の財産の取得についてご説明いたします。議案書の 46 ページから 48 ページを御覧ください。議案第 52 号は、国分方面隊の第二分団中央部及び第三分団野口部に配備予定としている消防ポンプ自動車 2 台を、鹿児島市松原町 12 番 32 号鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から 4,444 万円で取得しようとするものです。次に、議案第 53 号は国分方面隊第一分団東襲山部及び横川方面隊佐々木分団赤水に配備予定としている消防小型動力ポンプ付普通積載車 2 台を鹿児島市松原町 12 番 32 号鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から 2,200 万円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第 47 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。この消防救急デジタル無線設備、今ここに平成 27 年度の整備開始というふうに書いてあるんですけども、これ以前はこういうものではデジタルの無線設備ではなかったということによろしいですか。

○小野池情報指令課長

平成 27 年以前はアナログ式の無線機でありまして、法改正により平成 28 年からデジタル方式に変更となっております。

○委員（川窪幸治君）

そしてその上に、各設備の更新を令和２年度から計画的かつ年次的にというふうに書いてあるんですけど、この辺をもう少し詳細が分かれば具体的に説明していただけると思うんですけども

○情報指令課長（小野池章君）

デジタル無線設備以外のものに関しまして、令和２年度から消防、高機能消防指令センターの更新を行っております。年度ごとで金額とお伝えいたします。令和２年サーバー等更新業務、費用にありましては4,180万円。主なものとしまして設備サーバー、プリンタ、消防OAの端末などを更新しております。令和３年度がコンピューター等の更新業務になっております。費用が3,443万円。主なものとしまして自動出動指定装置、地図検索装置、支援情報表示装置等そういったものを更新しております。令和４年度が情報系コンピューター及び直流電源装置用バッテリー更新業務ということで行っております。費用が4,268万円。令和４年がメンテナンス装置、データ変換装置、音声合成装置、指令伝達伝送装置等を更新しております。令和５年が情報系周辺機器更新業務ということで、費用が1,430万円。中身が消防OAクライアントパソコン11式、OAシステムプリンタ10式、監視カメラモニター制御装置等となっております。令和６年度が指令制御装置等更新業務となっております。費用が1億2,595万円です。中身としまして指令制御装置、指令台の3席、大型表示盤85インチを3台、その他ネットワーク装置等を更新をしております。以上になります。

○委員（川窪幸治君）

あとですね、この機器が今最初の真ん中あたりのところで27年度から10年が経過しというふうに書いてあるんですけども、大体が、今、年次的にやってる機器類が10年ごとの大体更新というような考え方でよろしいでしょうか。

○情報指令課長（小野池章君）

デジタル機器にありましては更新の時期が5年、7年、10年というふうにありまして、その中で更新を行っております。

○委員（竹下智行君）

同じく消防緊急デジタル無線設備についてなんですけども、唯一の業者であるということで富士通ゼネラルが独占という形で、これはもう全国的にもうここが独占という形なのか。だとしたらほかの業者の方々がこの分野に入ってこない何か背景というか、そこは何かあるんですか。そこをちょっと教えてください。

○情報指令課長（小野池章君）

霧島市消防局が契約をしているのは、富士通ゼネラル自体が設備自体の設計をしている状況から富士通ゼネラルと契約をしております。無線メーカーといたしましては富士通ゼネラル以外にもアルインコ、日本無線、三菱電機、JVCケンウッドとか、そういったところもございますけれども、以前の入札のときに富士通ゼネラルが落札している経緯から富士通と契約しております。

○消防局長（川崎敏朗君）

今指令課長の説明の追加説明を行います。人口おおむね10万人以上40万人未満は指令システム2型というものを導入しております。これが特に全国的にこの人口の関係からですね、富士通ゼネラルさんがシェアを持っているということで、当初我々は導入した経緯もあります。付け加えて説明いたします。

○委員（阿多己清君）

今回の議案第47号の参考資料にて、系統図をお示しいただいてるんですが、7年度の更新対象機器っていうのが結構あって、お金が大きくなっているんですが、8年度もあるんでしょうか。何か想定される部分があったら、もう一旦この今年度は大きな業務、今回7年度で終わりという理解でいいのか、そこらをちょっと教えてください。

○情報指令課長（小野池章君）

デジタル無線等に関しましては、今年度で大体無線に関しましては終了しております。2年から始めまして、7年度で一旦は全てのものを更新業務は終了します。その中では、令和8年から11年度までは、消防救急デジタル無線関係の更新についてはございません。そのかわり、消防指令センター指令装置関係に関しましては、令和8年、9年、10年と毎年更新をしなければならないものがありまして、続いていくことになっていきます。

○委員（阿多己清君）

この系統図は、それぞれ分遣所等も入っているんですが、これ消防団との絡みといいましょうか。そういうのはこのシステムの中に入っているのかどうか、そこらもちょっと教えてください。

○情報指令課長（小野池章君）

今この無線設備の中の消防波の中で、消防1、消防2という市の波数がありますけれども、市波2に関しましては消防団の方への呼びかけであつたりとか、消防団の方には、消防団車両に全て受令機を設置してございます。それで呼びかけて現場であつたり、状況であつたり説明をするような形をとっております。

○委員（仮屋国治君）

10年が経過しということなんですけれども、単純に古くなったから更新していくのか、それとも機能的に特に機能が充実してきた部分とかそういうところがあるのかどうかお示しをください。

○情報指令課長（小野池章君）

今回の更新において強化される点が幾つかございます。機器自体が古くなったことに加えて、若干の不具合も発生しております。そこら辺の不具合の分も解消するために更新を行います。今回、強化される部分ですけれども、この消防救急無線に関しましては共通インターフェース仕様というものになっておりまして、これは総務省消防庁が6年度、6年3月に標準仕様というものを出したそれに準拠しております。あと今回強化される分が今まで無線回線制御装置というものを介し、大災害時にそれを通らない以上無線がちょっと発射できない部分があつたんですが、それを遠隔制御装置から直接、大災害時にこの無線回線制御装置がシステムダウンしても送れるような状況になっております。あとそれから、今無線装置の入っている架台が一つの架台に対しまして二つの装置が入っているんですけれども、それを四つにまとめることで無線の受信感度が約1.2倍感度が向上するというものが入っております。あと今回線にありましては、今度光回線に切り替えることで、データ送信の容量の拡大であつたり、回線自体が風雨や劣化に対して強化されるものとなっております。以上です。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第49号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（植山太介君）

局長の御説明でもありましたけれども、第49から53号の財産取得については、全部更新であるということで理解をいたしました。買い換えるということだと思ふんですけれども。ちなみにこの第49号で上がっている消防ポンプ車で言いますと、この買い替える予定の現在の車両の使用期間、あと走行距離、説明していただけたらと思います。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

中央の消防ポンプ自動車に関しましては5月31日現在で走行距離11万6,335km、経過年数は13年になります。

○委員長（今吉直樹君）

結構です。49号のみですね。まずは49号について、ほかに質疑ありますか。

○副委員長（久木田大和君）

49号と50号なんですけど、随意契約というか1回入札が不調に終わっている。そのあと金額を増

額して随意契約をしているのではないかなと思うんですが、最初の予算の見積りのところがいかほどであったのかというところを少し御説明いただけますか。

○消防本部総務課経理係長（田中智絵君）

当初予算額についてお答えいたします。議案 49 号につきましては当初予算としては 5,600 万円を計上しておりまして 50 号につきましては 7,200 万円を計上していたところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

そこは足りなかったという形になるんじゃないかなと。事業者の人たちが金額を出してきたときにこの金額ではできないけれども、応札として金額を出してきたという形になったんじゃないかなと思うんですけども。近年の物価高等を考慮すれば、そこの金額とかっていうところは、甘い予算になってしまったのかなというふうにも思うんですけど、そこのところはどういう見解をお持ちでしょうか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

議員のおっしゃるとおり、そこのですね、原材料価格等の高騰の影響が大きかったことを把握しております。そこでですね資機材の優先度、こういうのを見て少し精査をしまして再入札にかけた次第です。

○副委員長（久木田大和君）

この入札の中で、最初想定してたものが全て予定どおり入れることができたのか、場合によっては少し設備等を減らしたりとかそういったところがあったのか、あればお示しをいただければと思います。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

議案 49 号の消防ポンプ自動車にありましては、おっしゃるとおり中身の精査をしまして資機材等の精査をしております。50 号に関しましてはそのとおりの装備で入札ができております。[同ページに訂正発言あり]

○消防局長（川崎敏朗君）

入札に関しましては、車両本体ですね、あと積載する備品等も一括で入札して購入してますんで、その点は、一つ一つの機器がどのような状況にあるのかは過去の入札経緯、業者との打合せの中で把握した中でこちらも予定価格を立てるということでもありますんで、それがしっかりできたかというのを考えればですね、その辺をたどればどうかなというところもあるんですけど、今後そのような、この情勢、状況下にある中でしっかりと踏まえながら、取り組んでいきたいと。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

先ほどの訂正したいと思います。先ほどは逆でした。49 号議案に関しましてはそのまま入札しております。50 号に限りましては資機材の再選定を行ったということになります。

○委員（阿多己清君）

消防ポンプ自動車 C D I 型。これはちょうど 1 年前に仕様書を頂いているんですけど、この機種と一緒に思うんですけども、北署の消防車両に充てられて購入されている金額が 5,500 万円だったと思うんですけど、やっぱりこの今回は 99 万あがっていると。先ほど話題となった物価高騰等が影響しているのかなあと思ったところでございますが、これで大丈夫だったのか、昨年が 5,500 万円ですので、ここにまず 99 万円の上がりだけで大丈夫だったのかというところがちょっと疑問なところもあるんですが、いかがだったんでしょうか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

消防ポンプ自動車に関しましては、車両の装備状況については変更はございません。

○委員（前川原正人君）

それぞれですね各委員のほうから質疑がなされたわけですが、今回二つとも随意契約ということで、先ほどの当初予算のベースで考えると議案の第 49 号が 99.98%、そして議案の 50 号のほうの水槽付消防ポンプ自動車が 99.91%ということになるわけですが、随意契約というのはどうしても

不調に終わったりとかですね、諸事情があつて物価高騰というのが大きな要因だろうとは思いますが、本来であれば競争原理を働かせるという点ではですね、入札をするというのが1番理想なわけですがしかし、この消防車両というのは特殊車両であつて、ほかにたくさんつくっているところはないというのもあるんですけれども、やはり1社だけではなくて、そういう協議、打診、部内での議論そういうのはなかったわけですか。

○消防局長（川崎敏朗君）

今委員の御指摘のとおりだと思います。単に消防局のほうは純粋に指名競争入札のほうは、誠実な業者の選定ということで行っており、質の高い事業の中の財産でありますので、消防車や救急車はですね、更新による取得は、職員の安心安全の期待をもたらすものであり、これが市民のですね安心安全のサービス向上につながるということであります。業者選定が不透明で客観性としてかける恐れがある。デメリットがあるということも承知しとるんですけど、落札業者の固定化を防ぐということは、業者の育成技術のアップを考えられることから、この制度をしっかりと活用して、今後社会的な役割をなすということを目指していきますので、今後も調査・研究を引き続き行っていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

私は今回の議案を受けてですね、合併後ですけど2007年、平成19年からずっとカウントしていくと。これは消防年報を全部カウントしたわけですけども、救急車が14台、消防車両とはしご車14台、更新だったり、それから新規だったりで購入してるわけですね。そこでお聴きをしておきたいのは、令和6年度は消防車両として救急車とポンプ車等の消防車ですね。これを何台ほど購入もしくは更新をしていらっしゃるのでしょうか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

令和6年度の車両更新状況としましては、北署のポンプ車、福山のポンプ車、溝辺の水槽付きポンプ自動車になります。

○委員（前川原正人君）

先ほども申しあげましたとおり、やはりこの特殊車両というのが一つはあつて、極端な話ほかの会社が取ったとしても、その特殊なところに持って行ってつくっていただくという、どうしてもそういうふうにならざるを得ない事情があるんですけれども、日本では大体あと三つ二つぐらいこういう特殊車両をつくる場所があると思うんですね。がしかし地元の業者、鹿児島県の業者という点では、フレキシブルにすぐ何かあったときに対応ができるという点では、そこそこの理由としては成り立つんであろうとは思いますが、やはり先ほど局長がおっしゃったようにやはり、競争原理を働かせたりとか、やはり市民の財産と生命を守るのが1番に来なきゃいかんわけですので、しかしそれをやるためには少ない経費で最大の効果を上げるというのが鉄則ですので、そういう点ではですね、これはもう消防局だけの問題ではなくて、各総務部だったり、財政担当だったり、そこでの協議もやはり進めていかれることが必要ではないかと思うんですが、しかしノウハウはあくまでもここの部局が、消防局が1番持つてるわけですので、そういう点では議論がもっと深く、この詳しいところまで専門的に議論が進められていくべきではないかと思うんですがいかがお考えでしょうか。

○消防局長（川崎敏朗君）

これも委員の御指摘のとおりだと思います。更新車両にはあつてはですね、見かけは本当に今現在使用してる車両もきれいだよなと。どこが悪いんだろうというようなイメージを持たれると思います。しかしながら、走行距離はですね、通常我々の自家用車等よりも本当に少ないです。少ないですけど、なぜ変えるのという疑問もあると思います。それは、走行距離以外の部分で単純にですね、ポンプ車両であれば、ポンプ性能ですね。ポンプユニットというのを備えてるんですけど、ポンプ性能の低下や、いろんな機材の経年劣化というのがあります。もちろん我々現場のほうで使用していれば、いろんな機器を使えば、これは使いやすい、使いにくい、すぐ故障するよねとそうい

うのも問題も発生してきますんで、そういうのことを考えながら、こういう更新事業に臨んでるところであります。そういうのを踏まえながら我々も、考えながら取り組んでいるんですけど、今後本当にいろんな問題等に対してもですね、積極的に取り組むということを念頭に入れていきたいと思います。以上です。

○委員（前川原正人君）

更新車両の場合ですが、本市の場合は、全部機材を全部とって、そしてもう空の状態で廃車をするというのが今までの流れなんですけど、沖縄県なんかではですね、リサイクルという形で部品販売をしているんですね。部品販売っていうか、もう、サイレンを売ったりとかいうのはできないんですけど、何ていうんでしょう、マニアがやっぱりいらっちゃって、車をオークションにかけたりとか、なんかそういうのもやはりもう、駄目よじゃなくて、そういうマニアさんたちが結構いらっしゃるので、沖縄県みたいなそういう取組というのも、一つの方法としてですね、今後議論が必要ではないんでしょうかと思いますがいかがでしょうか。

○消防局長（川崎敏朗君）

委員のおっしゃる沖縄県の取組というのは初めて聴きましたが、そのほかにですね、国が推進してる外国へ送るといような通知も来ます。そういうのは本当に諸外国ですねそういう日本よりもちょっとこの経済力的も貧しい国々がたくさんあるんですけど、そちらのほうに消防車両、救急車両といった話もあるんですけど、そういう方法もあるんですけど、実際我々地金と鉄くずという形で処分する形になります。なぜしないかということ、そういう鉄くずにするかということ、これも毎回この場で話をさせてもらんですけど、テロ対策、そういう政治団体が悪用したとかそういうのがありましたので鉄くずにしたほうが良いといような処分をとっています。あとそれと外国に寄贈するのはなぜしないかということ、やはり、ちょっと外国に寄贈するまでの間でですね、やっぱり財産としてこちらのほうでも保管しなきゃいけないということでそれにかかる費用等も考えられますんで、そのようなことがありますんでちょっと検討はしたことがないということもあります。

○委員（鈴木てるみ君）

新しい消防車を順次更新されているということで先ほど局長のほうからも、見かけは前のとそんなに変わらないかもしれないとおっしゃいましたが、確かにですね、新しい車だと新しい技術が搭載されていると思うんですけども、例えばもう御自分たちがですね、驚くようなこういう技術が採用されていたっていうのがあったら教えていただきたいんですけど。

○消防本部総務課装備係（篠原幸平君）

近年の消防車両に搭載されている、今までの車両にないものとしましては、薬剤関係を今までは人が資機材を持ち運んだ上でホースをつないで放出していた部分があったりするんですけども、そういったものを車両自体にも搭載していることによって、そのような活動をしなくても、即時に薬剤を打つようなことができるような設備が備わってまいります。以上です。

○消防局長（川崎敏朗君）

追加で御説明いたします。ポンプ車でいえばですね昔の本当に車は、ポンプ回転、圧力ですね。圧力のレバーをスロットルというんですけど、それを上げれば、本当にこの自分の技術、今までの知識経験の中で操作しないといけない部分があったんですけど、今はもうコンピューター制御ということで、圧力設定ができるということ、それ以上に圧力が上がらないようにということは、隊員への危害防止にもつながるということでそのような装備を凝らした車両が導入されております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。今は49についてでした。ないようですので、次に議案第50号について質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

1年前、溝辺分遣所似たような車両を購入されて6,946万5,000円だったとちょっとメモってます。これが水Ⅱ型なんですけど今回は水Ⅰ型、この違いを教えてくださいませんか。

○消防局長（川崎敏朗君）

この水というのはですね水槽付きという意味ですね。水はⅠ、Ⅱというのはこのホイルベースの長さです。Ⅰ型というのは2 mから3 m、数字が正確であるかどうか分かりませんが、ホイルベースの長さということで区別がしたりしてあります[15 ページに追加発言あり]。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に、議案第 51 号について質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

1 点お聴きをしておきたいと思いますが、今回指名競争入札によって、落札をして納入ということになるんでしょうけれども、これは最低制限価格という点では何%ぐらいを予定していっていったんですか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

回答が正しいか分かりませんが、類似の入札もありますので予定価格が判明してしまう可能性があるので、落札率についてはお答えできないということではよろしいでしょうか。

○委員（前川原正人君）

先ほどちょっと議論になった部分なんですけど、例えば鹿児島トヨタ自動車株式会社さんが応札をされて、そのほかにも全体で3 社、1 社が辞退をされたわけですけども、この高規格救急自動車っていうのはトヨタ自動車の中につくるんですか。それともほかの専門業者に委託をされて、資機材を全て積んで納品という形になるのか。どういう経路をたどるわけですか。

○消防本部総務課装備係（篠原幸平君）

車両に関しては鹿児島トヨタ株式会社さんのほうが擬装関係を取り行って、中にある医療器具関係は、専門の業者のところから集めた形で車両が完成する形となります。以上です。

○委員（前川原正人君）

あくまでも特殊車両という位置づけですので、そうしなきゃいかんわけなんですけれども。例えばその今までにある既存の使える、いわゆる今おっしゃった医療関係に類する機材ですよ。そういうのは、またもう一度リサイクルという言い方はちょっと語弊がありますが、使える分についてはまた使っていくという理解でよろしいんですか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○消防局長（川崎敏朗君）

先ほどの委員の御質問のまた追加で申し訳ないですけども、トヨタ自動車等を高度管理医療機器等販売業に合致する業者ということになりますので、トヨタのほうに今回お願いして取り組めると。

○委員（川窪幸治君）

ちょっとさっきからずっと気になっていたもんですから。車両のことなんですけど。これはオートマですか。ちょっと確認させてください。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

そのとおりでございます。

○委員（川窪幸治君）

今のこれは救急車ということですね。救急車はオートマ。消防車は聴いたら駄目ですかね。〔「いいです」と言う声あり〕ほかの車両はミッション車とかになるんでしょうか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

議員のおっしゃるとおりです。

○委員（川窪幸治君）

私は以前トラックに乗っておりまして、機能的に坂道発進がしやすいミッションだったんですけども、普通のミッションであれば、結局クラッチをつながないと絶対進んだりとかしないんですけど、トラックもちょっと楽になってまして坂道発進ができるように下がらないようなシステムがついてたんですけど、そのようなシステムのついたミッション車というような認識でいいんですか。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

今E S機能といいましてそういうものを全て取り入れております。なので坂道発進時にはそういう機能を使いまして使用しております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に議案第52号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

確認をさせてください。こちらのほうに、配備される2台なんですが3.5t未満と記載がありますので今の普通免許で運転ができるという認識でよろしいでしょうか。

○警防課長（福元和博君）

3.5t未満は普通免許で運転可能です。

○委員（植山太介君）

もう1点なんですけど、こちらもすいません、オートマ、ミッション教えていただけたらと思うところなんですけども。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

この車両もオートマで更新しております。

○委員（植山太介君）

これから消防団に配備されていくポンプというのはこれが主流になってくるものなののでしょうか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

消防ポンプ自動車については、今おっしゃるように免許の関係もありますので、今のところこの3.5t未満のオートマチック車を更新していく予定になります。

○委員（植山太介君）

大変いいことだなと思うんですけども、現行のといいますが、今消防団が乗ってる、5tなのか分からないんですけど、あとミッションの車にはなってくるんですけども、そちらとの性能の違い等があるものなのでしょうか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

大きな違いはないんですけども、消防車両の水を出しますけどその時のですね、真空ポンプ作動とかそういうポンプを作動させるために少し違いが今のところとはあります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に議案第53号について質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしかったですかね。

○消防局長（川崎敏朗君）

先ほどの質問の件でよろしいでしょうか。阿多委員がおっしゃられたホイールベース。Ⅰ型、Ⅱ型、ホールベースということで言いましたけど。Ⅰ型のほうはホイールベース前車軸と後車軸の距離で2m以上3m未満、Ⅱ型のほうが3m以上ということになります。前輪、後輪、その前輪の中心部から後輪の中心部までの距離のことをホイールベースといいます。よろしくお願いします。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 5 5 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第 37 号、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 37 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 37 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 37 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 38 号霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第 38 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 38 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。従って議案第 38 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 39 号霧島市条例霧島市税条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 39 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 39 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 39 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 47 号委託契約の締結について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 47 号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 47 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 47 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 49 号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 49 号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 49 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 49 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 50 号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 50 号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 50 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 51 号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 51 号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 51 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 51 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 52 号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 52 号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 52 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 52 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 53 号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第 53 号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 53 号については、原案のとおり可決すべきものと決定

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 53 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案 9 件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言をお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

特に言わしていただくわけですが、委員長の報告の中に、ぜひ述べていただきたいのは、議案第 49 号、そして 50 号、52 号の随意契約の部分についてなんですが、これを見ますと大体、当初予算から見たときに、大体 99.98% ということで随意契約が執行をされようといっております。これに対して、とやかく言うつもりはないんですが、行政の在り方として、ほかの 52 号のように、この入札、いわゆる競争原理が働いてるわけですね。しかし、この三つについては随意契約ということで、様々事情はありましようけれども、やはり最小の経費で最大の効果を生むというのが行政の鉄則というのであればですね、これもう結果論ですが、やはり、そういう点では競争原理が働くような、そういう議論、そういう調査・研究をしていただきたいということを、委員長の報告の中に盛り込んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

前川原委員の部分と重なるところがありますけれども、予算あって、執行ということになるんですが、もうぎりぎりの予算でしか、今回はなかったということで、随契もぎりぎりのところで、契約されてますので、しっかりと予算計上の段階から、物価高騰もありますので、そういうところをしっかりと考えての予算計上というのををお願いをすべきかなと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの前川原委員、阿多委員の御意見を織り込むとこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案 9 件については 7 月 2 日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。ここで付託された案件の審査を全て終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 8 分」

「再 開 午後 1 時 10 分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務調査を行います。テーマは、市営プールの現状と課題についてとなっております。初めに、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

本日は、所管事務調査として、市営プールの現状と課題について、取り上げていただきました。スポーツ・文化振興課長が、ご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

市営プールの現状と課題について、お手元の資料に基づき説明します。1 ページ「資料 1」をご覧ください。本市の社会体育施設のプール、6 施設の概要をまとめた資料です。本市には、年間を通して利用できる温水プールが、桷志田泉健康プール（国分総合プール）と横川温水プール、歩行専用の隼人健康温水プールの 3 施設、夏季のみ利用可能なプールが、福山プール、牧園 B & G 海洋

センタープールの2施設あります。詳細については、お手元の資料で、後ほどご確認ください。次に、7ページ「資料2」をご覧ください。隼人温水プールの耐震診断を民間業者に委託した際の調査結果等を示す資料です。先般の一般質問で、「民間事業者に耐震診断を委託して詳細な調査を実施したものの、建築物耐震診断判定委員会との事前協議の段階で、「当該施設は劣化が激しく、耐震性が著しく低いため、耐震対象外建物に該当し、診断計算は不可とする。」との回答を受け、耐震補強ができないことが判明した。」と答弁したところです。また、8ページは、劣化、損傷した個所を撮影した写真です。これを受け、建屋の建替えを含め、あらゆる角度から施設利用の可能性について検討を重ねたものの、当該施設は、建築基準法の用途規制の適用以前に建築された既存不適格建築物であることなどの理由から、利用者の安全確保を最優先し、令和7年4月から休館することになりました。次に、9ページ「資料3」をご覧ください。平成15年度から令和6年度までの市内プール6施設の利用状況をまとめたものです。全体的な傾向として、利用者は減少傾向にあります。特に、コロナ禍に利用者数が大幅に減少しており、令和5年頃から回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の状態まで戻っていない状況です。次に、10ページ「資料4」をご覧ください。令和6年度の栢志田泉健康プールと隼人温水プールの利用者数を月別に示したものです。栢志田泉健康プールの利用者数は、傾向として夏になると、親子連れなどで増加し、冬になると減少する傾向にあります。令和6年度の利用状況を数字で説明しますと、4月は約2,600人、5月は約3,300人、6月は約5,000人、7月に入ると約7,300人、8月は約8,600人と増加し、9月は約4,400人、10月は約3,300人と徐々に減少していき、12月になると約1,200人になります。一方、隼人温水プールは、4月から11月にかけて約1,000人から1,200の方が平均して利用している状況で、6月・7月は約1,200人、8月は約1,100人、9月は約1,200人と推移しており、固定の利用者が継続して利用していると推測されます。次に、11ページ「資料5」をご覧ください。隼人温水プール休館後の本市プールの利用者数をまとめたものです。これも先日の一般質問で答弁したとおり、前年度の同時期と比較すると増加傾向にあります。これまで隼人温水プールを利用していた方々の一部が、新たに利用を開始したことなどが要因と考えています。次に、12ページ「資料6」をご覧ください。隼人温水プールの休館に伴い、利用調整を行った際の資料です。現在、これをベースに利用されていると認識しています。この利用状況を基に、指定管理者に対する聞き取りや、現地調査などを定期的に行っているものの、現時点においては、著しく混雑した状況は確認していません。以上で説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

今日は現地調査で建物、プール等を見せていただいて、改めて、老朽化というか、さび等もかなり来ているなというところは確認できたんですけども、自分たちは隼人の議員として、執行部の方から、あそこを廃止にするという説明を受けたときに、利用されてる方々は納得をされてるんだかということをお聞きしたときに、皆さん納得されてますというふうな、回答を頂いたと思ってます。議員と語ろかいでもだったんですけども、隼人の温水プールを使ってる方々は、あそこがなくなったら大変だということでの御意見を持った方々多数来られたんですが、いつぐらいから説明を団体の方々にされて、どういうふうな納得というか、御返事だったのか、そこあたりがどうも執行部の方々と、実際、使ってる団体の方々とちょっと相違というのが見られて、そこが丁寧な説明と納得、経緯があったかどうかというところが、少しちょっと疑問に思うところで、そこあたりの経過説明されたところまでの経過をちょっと教えていただけますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

これまで議員と語ろかいの中で、隼人温水プールの休館について、御意見等があったと聞いています。また、要望書の設置依頼や、投書箱での御意見も頂いているところです。これまでの経緯と

しましては、令和6年の12月から1月にかけて、関係団体と既存の利用団体等への状況説明であったり、代替施設等の協議を実施しております。そして2月の17日、これはもう令和7年ですね。今年の2月に隼人地区自治公民館長に、休館について文書を送付しております。2月の25日、26日にかけて隼人出身の議員の方がたに休館についての説明と報告をしております。それと3月4日に隼人地区におきまして、班回覧、それと3月14日に市ホームページに掲載しております。さらに3月18日に広報紙のほうに掲載しているところです。

○委員（竹下智行君）

当団体の方への説明が令和6年の12月から令和7年の1月までというところで、説明があったかと思うんですけど、団体は、何団体だったんですかね。何団体でそこあたりちょっとこの12月から1月までにかけて1回だったのか、2回だったのか、そこあたりのどういうふうな向こうの団体からの意見があったのかそこ辺りも含めて教えていただけますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

まず、隼人温水プールの団体の利用者、8団体ございました。全ての団体において、桷志田泉健康プールを利用する方向で、おおむね調整することができたんですけど、利用調整については、隼人温水プールを利用してるその8団体と、桷志田泉健康プールを利用できないかということで、指定管理者と協議いたしました。8団体あるうちの7団体につきましては、午前中の利用であったり、週1回、月1回ということであったため、受入れ可能ということで整理したところでございます。ほかに、ほかの1団体につきましては、隼人スイミングスポーツ少年団が週4回、利用しているところでした。桷志田泉健康プールを利用されてる霧島スイミングクラブさんですね、利用日が重複していたというところで、指定管理者、スポーツ・文化振興課と隼人スイミングスポーツ少年団、霧島市スイミングクラブの4者で、1月末に協議いたしまして、時間帯を調整したところでございました。調整後は資料6、12ページですね。隼人スイミングスポーツ少年団のほうは、下の18時から20時というところなんですけど、一応、隼人の温水プールから、桷志田泉健康プールに移動されたところが、青の四角で書いてある4団体が、毎週利用をしているところです。先ほど言いました8団体全てがというところではあるんですけど、残りの4団体、2団体は月に何度か、あと2団体につきましては、不定期利用というところで、こちらのほうには載っておりません。

○委員（竹下智行君）

多分議員と語ろかいでこられた団体の方はもう、皆さん、反対だったというふうなお話でしたけど、そのこの団体とのやりとりはどのようなやりとりがあったですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

今おっしゃられたピグマクラブさんとは、週の午前中の利用であったりとかということでしたので、特段、そのこの団体と話をしていない状況でした。

○委員（仮屋国治君）

今日温水プール見させていただいて、とてもじゃないけどこれで使えるはずはないよなという感じを受けましたけれども、そもそもは、公共施設管理計画においては市内のプール、そしてこの隼人温水プールの方向性というのはどのように位置づけられていたか確認をさせてください。

○市民環境部長（末松正純君）

ちょっと詳細については、今、確認、ちょっとあれなんですけれども、市の公共施設の中で、やはり1番多いのは、スポーツレクリエーション施設それから市営住宅、こういったものが他の自治体と比べて非常に多いということでございましたので、特にこの社会体育施設の長寿命化計画を策定する中であっては、上位計画が公共施設管理計画なので、それを達成するための位置づけというようなことで、計画をつくっておるところでございますですから、必然的に多いと思われる施設については、縮小という方向に向かっていかなければ、当然上位の計画を達成することはできませんので、その方向では考えておるんですが、何せやはり総論と各論の部分がやはりありまして、実際に個別にこの施設をなくすとかというような話をし出すと、いろんなところから、今回もそう

ですけれども、反対の意見が出てきたりとかしますので、基本的にはちょっと話がそれますけれども、総量コントロールということで縮小する方向の部類の施設にこのプールとかも位置づけをされているものが多いわけなんですけど、できるだけ使えるうちは使っていくという方向で、今の長寿化計画を立てています。最終的に安全性とか、もうどうしてもその施設を使うことができないという状況に来たときに、新たに集約して造るなり、移転して整備するなり、廃止するなりというのをまたもう1回、個別に検討していくということで考えておるところです。

○委員（仮屋国治君）

耐震診断をしようとなさったわけだから、今部長がおっしゃるように、できる限り残していきたいという意図があったんだろうと思うんですけども。廃止をする説明の中に、用途の話が出てくるんですけど、若干僕、疑義があるんですよ。用途地域における建築基準法の特例というのが、先ほども部長と立ち話をしましたけれども、あって、これ48条のただし書で、二つほど、用途地域に合った環境を害さないようなもの、それから、公益上やむを得ない場合は認めるというようなことが、大きく二つ書かれてるんですよ。だから、ここの用途地域は何なんですかね。まず確認させてください。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

第1種中高層住宅専用地域になります。

○委員（仮屋国治君）

私は用途の問題じゃなくて、実際ここにかかる費用が莫大過ぎて、ほかに分散できるならば、もう廃止で、ほかのところを利用してもらうという結論だったと思うのではないだろうかというふうに思ってるわけですよ。その辺のところはいかがでしょうか。

○市民環境部長（末松正純君）

方向性としては一応まだ休館ということでございますので、廃止とかというようなところまでは明言はしてないところでございますけれども、用途の中で、一応建築できない施設ということに水泳をする場所、プールとかですね位置づけられます。議員がおっしゃるとおり、救済措置ということでも、施設をつくったときには用途を張ってなくて、そのあとにあそこら辺一帯が区画整理をされて、新しく用途が張られたことによって、不適格な施設という位置づけになったわけですので、これはいろんなケースに想定されるように救済措置があって、改築ということではですね、確かに認められております。ただ、改築するに当たっても一応建築サイドの担当者に聞けば、同じようなものしかできない、いわゆる通常新しくやるんだったらこの際、少しバージョンアップして、間取りを少し変えてみたりとか、素材を少し強固なものにしてみたりとかっていうことを考えてやるわけですけど、基本的にはそれが認められないというような規制になっておるようです。議員が言われるとおりのじゃ、そこら辺を全て同じようなものということでも下の部分から、土台も傾いてるんですけどそういうところをきちっとやってやり直した場合に、やはり、数億円から、ちゃんとしたのを造ればまた10億円とか超えてくるようなものもあるようです。我々そういう金額もいろいろ、他の自治体とかも見たんですけども、施設がたくさん市の中にプール自体が他市に比べて多い状況の中でまた改めてそこに投資して造るというのはどうなのかなというようなのも確かに考えたところでございます。用途の件もありますし、そういう建設費の件もありますし、そういうのを総合的に勘案して、取りあえずは安全面最優先に休館というところにしたところでございます。また、今後の在り方については、基本的にはもう、そこで中を見てもらえば分かるように、もう線を引っ張ってやってる状況なので、もうそのまま利用し続けることはできませんので、どういった形で適切に管理していくかというのをまた今後考えていくことになろうかと思っております。

○委員（仮屋国治君）

今後、いろいろ検討していきたいということですので、泉源もありますしね、今からなかなか泉源を探し求めて掘っていくということのも大変なことだし、環境的にも本当言うと、今の建屋の感覚だと、中高層にも、平屋の感覚であるわけだし、結構、高齢者の方も、気楽に行けたプールなのでは

ないかなあと。そういう意味では本当の市民プールだったのではないかなと思いますので、今後の方向性を探られるときに、もう一度建て替えも含めてできないものか、周辺に空き地も結構ありましたのでね、何かうまい使い方があるのではないかと。もしかすればプールでなくても、泉源を生かした施設ということもありうるのかなとか、いろいろありますので、その辺のところを要望させておいてください。

○委員（植山太介君）

数字的など少し聞かせていただきたいんですが、休館でしばらく様子を見るということでしたけども、あれは休館に置いてるだけだと、それに対して維持費というものはかかってくるものなんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

今議員がおっしゃられたとおり、維持管理として、指定管理料はある程度人件費だったりとかというところはあるところなんですけど、あそこはもう休館というところなので、そういう人件費というところはないんですけど、ちょっと見回りをしていただかないといけないですので、そちらのほうの人件費のほうをちょっと見ているようなところでございます。

○委員（植山太介君）

はい、あと1点なんですけど、ちなみに、あそこを解体をして更地にした場合、幾らぐらいかかるとかそのような見積りとかはされたところがあるものでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

休館という取扱いですので、解体の試算はしておりません。

○委員（前川原正人君）

仮屋委員のほうからもあったんですけれども、令和6年の社会体育施設長寿命化計画の中で、この今日見させていただいて入った分については、ちゃんとうたってあるわけですね。今後の方針ということで、それが廃止をとということで総量コントロールの中でも廃止をしますというのほうたってあるわけですよ。だから逆に言うと、ある意味、今休止にはなっておりますけれども、今の状況を見たときに、このままじゃ安全が担保できない、利用者がけがをしては、もう元も子もないということで休止という形をとられていらっしゃるわけなんですけれども、逆に言うと、令和6年度でそういう方針を掲げておりましたが、要は今度は、この計画の段階と今現実があるわけなんですけど、そことの整合性を見たときに、今後どうするのよというのが出てくるわけですよ。総量のバランスをとって、廃止の方向というのほうたわれてはいますけど、先ほどの仮屋委員のほうの話とも重複する部分がありますけれども、今後どうしたいのかどうするのか。利用者は分散をさして、混雑しないようにということで努力もされてるし、また理解も求めているんですけれども、今後の、今度は次の展開等が出てくるわけですよ。これは逆に言うと、これは5年ローリングですから、5年ごとにまた変わっていくわけですよ。社会情勢だったり、利用者の状況だったり、様々要因があるわけなんですけど、そこら辺をどういうふうにとらまえていらっしゃるんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

当初この計画を作って、また今回、隼人温水プールを休館という形になってるんですけども、いろいろな状況、当然建物ですので劣化はしていくものというふうに考えております。今後やはり地域のバランスとか、あとまた市民のアンケートとかもとっていききたいというふうには考えているんですけども、状況に応じて、長寿命化計画のほうの見直しというのもしていききたいなというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

だから、何が言いたいかというと、この説明の中では、維持をしていくというふうになってるわけですよ。老朽化、当然どこどこも同じように、特にプール関係については、プールだけじゃないですけど、特に次亜塩素素を使うと、塩分ですので、さびの進み具合も早いわけですよ。だからそれを言い出すと維持管理のほうにこんな議論が展開していくことでありますからそこは避けたいと

思いますけど、だからあくまでも計画は計画であるんですけど、やはりどうするんだろうかというのが、これまで使っていた方たちの率直な疑問だと思うんですね。ですから、今までの総量規制、総量のバランスもとらなきゃいかんですけど、何かこう、まだ何かの方法がまだあるような気がするんですね、今この場で何かないですかこういうふうなものがありますというのは難しいですけど、やはりそういう時間をかけて、あくまでも、今おっしゃったように、今回の施設については、維持管理をするという計画のもとでの休止ですので、そこはもっと議論が深まっていくのかなと。それなりの今の技術水準を駆使すれば、またほかの用途の問題等もありますけど、そういう議論というのは進んでいくという理解でよろしいですか。

○市民環境部長（末松正純君）

ちょっとそもそも論になってしまうんですけど、総量をコントロールする施設と機能を保持する施設とおおよそこの二つありまして、機能保持するというのはもう当然その字の通り機能を保持し続けていく前提で施設を管理していくと。総量コントロールするというのは、国のガイドラインによりますと、将来的に維持し続けることができない施設については廃止、転用の実施方法について検討するっていうふうな、廃止とか転用というのが前提に考えられるようなという書き方なってるんですけど、一応本市の場合はそこは余りストレートに言うと、いろいろ、施設を利用されてる方からの不満とかもあるので、ちょっと言い方を変えておりまして、ちょっと読ませていただきます。総量コントロールというのが当面の間使用を継続する。その上で、今後の各施設の耐用年数や劣化状況等を踏まえ、更新時期が到来した際に整備方法を検討すると。なお利用者等の安全が確保できなかった場合はこの限りでないということなので、取りあえず当分は使い続けてきます。先ほどもちょっと言いましたけれども、その施設がもういよいよ使えなくなったというような時期が来たときにまた改めて考えます。ただし、もうその利用者にとって安全ではなくなったというようなことであればその限りじゃないですよというこういう言い方なので、非常にはっきりと言っていない状況なんですね。ですので、今のところその安全面とか建築基準上のことも考えたりして、取りあえずはもう休館という形で、大きな地震が来たときにもうこれ倒れますよというようなこともちょっと言われてますので専門家のほうからですね。だから倒れた場合には、外に民家とか道路に倒れないように中に倒れるよう、補償措置をとらせていただいているというような状況です。ですので、今後どうなのかということについては、今取りあえず応急の措置をして安全を確保してる状況なので、また今後、先ほども源泉がせつかくあるんだからという話もありましたけれども、そういうことも含めながらですね、どういった利用の仕方、再整備の仕方も含めてなんでしょうけれども、一番本市にとって適切な方法かというのを考えていくのだろうなというふうに思ってるんです。ただ、今の時点では、取りあえずはそこを休館させていただいた。それに当たって、利用されてる方にできるだけ不都合が生じないように、利用調整を桺志田泉健康プールのほうを使う前提にしながらですね、また横川のほうも使っていただきたいんですけども、そういう前提で利用調整をさせていただいたというのが、この何か月間かの調整の結果だったということです。

○委員（前川原正人君）

この関係に対する答弁は僕は難しいと思います。実際、それはもう公共施設管理計画もありますし、それから国のガイドラインも一つの指標になってますので、それとの整合性も図っていかなくちゃいかんというのは分かるんですが、やはり、想定してなかったと言ったらもう言い訳にしかたないんですけど、一番問題なのは利用者さんたちが一番困るわけですよ。それはもう維持管理費は当然掛かるんですけど、逆に言うと、5年ローリングをするわけですから、5年間で見直していくわけですから、まだ5年先がどういうふうになるのかということも、全く誰も想定できないわけですよ。でも、その間には何らかの形で、いわゆるその結論を出さなくちゃいかんわけですよ。市としてはこうだと。整合性もこうやって図っていくんだということがやっぱり出てこなくちゃいかんわけですけど。だから大きい大局的な見方をすると、5年間はこのまんまでいくのかという理解になるんでしょうか。どうなんですか。

○市民環境部長（末松正純君）

今はすぐぐぐにあそこに何か施設を再整備するというようなことには恐らくならないのかなと、それよりもまずは既存のプールがあります。他の自治体に比べてもプールの数自体も多いですし、室内の温水プールを持っているところというのも鹿児島市以外の例えば鹿屋市とか薩摩川内市もそういう施設はありませんし、始良市に至っては公営のプールすら持ってないという状況で、プール事情でいえば非常に恵まれた環境にあるというふうに考えております。ですので、先ほども言っておりますが横川にも室内の温水のプールがあるし、桺志田泉健康プールにつきましても、50mプールとかがありまして、そこの利用期間を延ばすことで混雑状況を解決できないかという阿多議員からの提案もありました。そういったような、まずは当面そういったようなことで、うまく利用者に使ってもらえるような調整をした上で、またそのハード面について、既存の施設を、何かこう、バージョンアップしながら、例えば日差しがどうしても気になるというのだったら日差しの対策をどういうふうにするとか、50mプールも今、夏は非常に暑いですのでプールサイド歩くのも、暑くて歩けないとかですね、いろんな声が出てますのでそこに例えば影の部分をつくってあげて、利用者がそこに利用しやすい環境をつくってやることで室内を混雑を分散していくとか、いろんなことを取りあえずはやっていくんだろかなと。やれることからやっていった上で、最終的に今の隼人の温水プールをどういうふうにしていくかっていうのかまた考えていくということになると思います。福山の体育館の集約の話もありましたけれども、例えば、何かこう施設を集約するということで、どこかバージョン機能アップして、もっとよりよい施設にしていくとか、そういうことも選択肢としてあるのかもしれない。いろんな可能性があると思いますので、そこは少し時間をかけてやはり考えていかないと、拙速にはちょっとなかなか、回答というか答えが出ないところなのかなというふうに思っております。

○委員（植山太介君）

題名が市営プールの現状と課題ということなので、桺志田泉健康プールも少しちょっとお伺いしたいところだったんですけど。今日見に行って、日差しの問題は一般質問にも出てたんですけど、あれ最初建てたときに、ガラス張りにしたメリットみたいな、素人感覚だったら乾燥するのかと思ったんですけど、ああいう建物にした経緯等が分かっていたらちょっと教えていただけたらなと思うところなんですけど。

○市民環境部長（末松正純君）

平成4年に供用開始になった施設でございまして、私も平成5年の採用ですので、どうやって造ったかというその経緯を知ってる人間自体がですね、一応国分の人間でございまして、分かっている方が大分少ないのかなと思います。ただ、時代が平成4年ですから恐らく発想がバブルの頃の発想でつくったような施設じゃないのかなと。プール自体が、日除けのあるプールというよりも、あの時代ですから私の感覚でやはり泳ぐんだったら、日に当たってという感覚があると思います。その中で、その中で1年中そこを使うためには、寒さ対策をしなきゃいけないので、ああいうふうに囲って日差しも入るようにしてという、恐らくはそういう発想でのつくりだったのかなあというふうに想像します。実際は、あれが本来は可動して、ずっとずれて、屋根がなくなるようなつくりにはなっておるようですが、もう何年も動かしてないので、動くかどうかすら分からない状況なんですけれども、発想は多分そういう発想で最初つくられたのかなと。ただ、やはり温暖化の問題とかもありまして、気温自体も上がってきてる、紫外線もどうか強くなってるような傾向があるということで、今こういうことが特に言われてきてるのかなというふうに思っております。

○委員（植山太介君）

あと1点なんですけど、議員と語ろかいであった日差しの問題と水質の問題が言われておりまして、今後それこそ移動をされて、特にこの桺志田泉健康プールが混み合ったというときに、先ほどもまで今後バージョンアップもいろいろ考えていかないとってありましたけど、この水質をするために、ろ過機を上等なものに替えたりとか、改善するという予定もたっていないものでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

ろ過機につきましては定期的に検査をして、故障等が発生した場合には、修繕を行っている状況です。今後、改修をするとなれば、当然ろ過機につきましても、新調しないといけないのかなというふうには考えているところです。

○委員（阿多己清君）

この前の語ろかいで出た内容が、日焼け止めクリームを塗って入る。そして、みんながみんな塗るもんだから、水質がどうのこうのという意見がありました。私は別な利用されていらっしゃる方に、ちょっとそこの部分をお尋ねしましたが、この国分の総合プールはきれいだという御意見も頂きました。ろ過されてないというのを語ろかいで聞いたんですけど、いや、きれいだよと、そういう意見もありました。しかし、やはりそういう検査をしてしっかりと、水質を確保するというところは今後も続けてほしいと思います。所管が違うかと思うんですけど、いきいき交流センターもプールを持っています。そしてあそこは歩くプールなんですけど、あそこも泳げるような仕組みもつくってもいいのかなあというのを感じましたので、また、所管課から意見も出していただいて調整をしていただければと思いますが、どう思われますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

私もいきいき国分交流センターは泳げるものかなと思ってたんですけども、所管課のほうに確認をしたら、主に歩行用という回答でした。今、また議員がおっしゃるとおり、担当課とですね、またその辺は協議をしながら、私もしっかりちゃんと現場を見てですね、そういった利用方法というのがほかにもないかというところは、協議をしながら検討していきたいというふうに考えます。

○委員（前川原正人君）

先ほど見させていただいた桝志田泉健康プールのほうですけど、先ほど部長のほうから、影をつくったりとかで、屋外のほうですね。何とかこういう分散化をもっと図って混雑を解消していくみたいな話であったんですけども、例えばコンクリートの上には木は植えられませんので、例えばですけど、何かこの鉄骨造りで何かこう屋根をつくるとか、そういう試算等については、今後の課題というとらえ方でよろしいんですか。影をつくるという、方法はいろいろあると思うんですよ。植木を、でかい鉢をたくさん並べるとかいうのも一つの方法ですし、鉄骨でつくるのも一つの方法ですし、様々技術を集めてやれば、できないことはないと思うんですけど、それは今後、十分検討してそういう方向での方向性を持ち得ているという理解でよろしいですか。

○市民環境部長（末松正純君）

実は50mプールサイドが非常に暑くて使い勝手が悪いという話はですね、問題視をしております。そこに影を何とかつくれないかというのはですね、もう内部で既に検討しております。ただ、大がかりなものをつていうふうになりますと、またやはり財源の問題とかも出てきますので、なかなか難しいところがあるのかなあというふうには思います。ただ、先ほど、平成4年から供用開始していると言いましたが、既にもう非常に長い期間が過ぎておりまして、屋根つきの部分のプール自体も、そろそろこ入れをしていかないと、ガラス張りですけどもガラスが落ちてきたりとかっていうことになれば非常に大変なことです。そういったような時期というのが、改修をする時期というのが近々多分考えていかなきゃいけない時期になっているというふうに担当のほうも認識をしております。ですので、そういったところと合わせて何かできないかとかですね、簡単にやろうとすれば、今日実は気がついた方もいらっしゃると思いますけど、中学生の男子生徒が着替える場所として、50mプールの一番奥の角にテントが建ててあったんですね。ああいったようなテントをちょっとうやるだけでもまた、少し違うのかなあという気もしております。ですのでどういった方法でまずは着手できていくのかというのを考えて、きちっと整備をするのであればまたきちっと試算をして、財源の確保も考えながら、全体的な改修とのバランスを考えながらやっていくんだろうなというふうに、内部では検討を進めているところです。ただ、金額だとか方法だとかって

うのはまだ定まってないところでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ここで委員外議員からの質疑を許可してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員外議員（野村和人君）

委員外議員からの発言、御了解いただきましてありがとうございます。まずは現地を見さしていただきまして、建築士としてもですね、今の現状でいえば、確かに危ない状況であるというふうにも私も感じました。ただこれいつから維持管理をしていなかった、現実的にあれを網を張ったりとか、しているのであれば大分前からさびが落ちてたであろうと思うし、塗装なんかをしてなかった、メンテなんかをしてないだろうし、さび止め塗装なり何なりとか、そういった維持管理をすれば、まだ持つタイミングはあったのかなというふうに思うんですけども、どのぐらいからさびっていなかったのか確認させていただけますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

私もそこは気になったので、書類関係を見たんですけども、平成19年に大規模改修をしてからはしていない状況です。主に機材の修繕、モーターとか、排水機とか、そういった修繕を行った記録はありましたけれども、躯体に対する修繕という記録は残っていない状況でした。

○委員外議員（野村和人君）

どの段階で把握するかだと思うんです。危ないかどうかという。今回、危ないから休止という表現になってしまいました。でなくて、やはり計画的に、ためのタイミングというのはあり得ざるを得ないとは思いますが。そういうことで、いろいろ国分プールのほうでの弊害があったりとかいろんな弊害が出てきたのではないかなというふうに思います。改めて市役所職員の中にも建築士を持ってる方々おられます。どのタイミングで見るかとかそういう段階で見ておいてもらって、多少な修繕で済む場合もあると思います。早い段階であれば、段階まで来るともうどうしようもないというような本音です。ですからそこら辺を計画的に見ていただけるようにしていただきたいというふうに思ってます。もう1点ですね、昨年6月、令和6年3月に、社会体育施設長寿命化計画が策定されましたけども、そのパブリックコメントを令和5年11月にとってらっしゃって、46件の意見があったと思います。その中に隼人温水プールについても、コメントは頂いておりますけども公開されてるやつでは、重複する分については、全てを公開してないということでしたので46件中どのぐらいは隼人温水プールについてコメントがあったのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

7件程度ありました。

○委員外議員（野村和人君）

多分この方々がですね、この前、語ろかいにこられたピグマクラブの方々なんです。この方がたがそういう意見があったということはこの時点の段階で、この団体の方っていうのは分からなかったかもしれないですけども、そういった意味でも、ピグマクラブの方々に説明をされなかったということではありましたが、その合意性をどうやってとっていくかというところだと思うんです。7件もの指摘御意見があった上でそれをどうお返しするかというところだと思いますので、そういう目線で、今後も市民の方々への説明をどうやっていくかということについて追求していただきたいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑ございますか。それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時58分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○副委員長（久木田大和君）

今回隼人温水プールを見させていただいて、隼人温水プールに関してはやはり、鉄骨等のさび等も見られるというところから、なかなかそのまま使用するという事は難しいのかなというふうに感じたところでありました。ただ、現在ほかの施設についても大分年数がたっている施設なんかもあるんですけれども、そういったところが、地域の方々がより長く使えるようにメンテナンスの調査であったり、そういったところを進めるための市のほうでの調査であったりそういったものをする必要があるのではないかなというふうに感じたところでありました。

○委員（竹下智行君）

建物のやはり危険性とか、そのところはやはり行政側としても、危険性を広報していったとは思いますが、使ってる団体の聴く広聴の部分で、そこがやはり足りてなかったなというところで、丁寧にやはりその市民の方々の声を聞いていきながら、危険性も説明しながら、市民の安心安全を守るためには、このまま使うわけにはいけないということも、もう少し丁寧に説明ができれば、よかったのではなかろうかということを思いますので、今後も建物をやはり使わなくなってくることもあると思うので、そのときは使ってる方々への説明をして、しっかりと納得していただくというところも、そういうプロセスも大事ななというところを感じたところでした。

○委員（前川原正人君）

先ほども質疑の中で言ったんですけど、この社会体育施設の関係で5年間のローリングで今後検討していくっていうのが、今の現時点での到達点なんですね。これはもう今回隼人温水プールに特化して言うならば、この管理計画を見ますと、温水プールであるという施設の特性を考慮しつつ、今後の在り方を検討しますということで、ちゃんともう文字にしてあるわけですよ。でも現実には老朽化が進んでということなんですけど、その安全はちゃんと担保しなきゃいかんですけど、そこをやみくもに使ってけがをするようなそういう施設であってはならないとは十分分かってます。なので5年間のローリング期間があるわけですから、やはり先ほど仮屋委員もおっしゃいましたけど、都市計画の用途地域にも入ってるけど、例外規定もあるわけですよ。ですから、あとは財源を何とか見つけ出して何らかの方策でやれる方向で、もうなくする方向ではなくて、残すためにはどうするかという議論が、やはり、今後5年間の間でやはり必要ではないのかなと。だからもう、無くして終わりだともうそれで終わりです。でも、今まで使ってたきてきた人たちが、この気持ちを考えると、この場所が桧志田泉健康プールを使うにしても、横川プールを使うにしても、移動に時間がかかるし、一番身近なところにあったプールがなくなるというのではなくて、やはり何とか再活用ができるようなそういう視点で、やはり取り組んでいくべきではないのかなということを、述べておきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

私は今の意見に、反対の気持ちを持っております。現地も見ました。もう明らかに改めてその老朽化の度合いがもう厳しいと激しいという思いを持ちました。限りなく廃止の方向なのかなと思ってます。今の段階で休館ということでもありますけれども、仮屋委員も質疑等の中で言われましたけれども、もう早急に、そういう結論を導くような検討をすべきと私は思ってます。そして、今ある国分総合プールを含め、使えるプールというのは当然ありますので、その部分を使い勝手のいい、利用者が満足するような、そういう内容に変更しながら、利用者の度合いを高めていくというのをすべきと思いました。

○委員（鈴木てるみ君）

私も現場を見せていただいて、思っていた以上に老朽化が進んでいる、50年以上もプールとして

使い続けて、よく今まで持ちこたえたなっていうのが実感でした。執行部も、もういろいろほかの施設に対しての安全対策とか、市民の使う利便性のこともいろいろ考えてこれから検討していくというようなことをおっしゃっておられましたが、こっから先は、自分たちも、議員と語ろかいでいろいろそういう課題を共有して、できればそういう思いにこたえてあげたいという思いは皆さん一緒だと思うんですけども。いや、もう今回のこの隼人のプールに関しては、やはり継続するのは無理ではないかなと皆さん思ってるんじゃないかなと思うんですけども、こういった理由で、皆さん御納得してくださいというのを、やはり自分たちも説明責任があるのではないかなというふうに感じたところでした。

○委員（植山太介君）

私も現場を見せていただきまして、住宅街の中にあるということで、これから休館にされると。休館の間の維持費というのは見回りの委託料ぐらいで、さほどかからないという話であったんですけども、それこそこの休館にしている間に地震が起こったり台風が起こったり、周りの住宅街に2次被害という懸念も考えられます。いろいろなことは想定できますので、先ほど質疑の中でも解体して更地にした場合はどれぐらいになるのかと問うたときも、いや休館の状態だからそういうのはまだ未積算をしてないということでしたけども、先手先手でこうした場合はどうなるのかこうした場合はどうなのかという形で、いろんな可能性について考えていただくためにも、情報を集めていただきたいなと思ったところです。

○委員（川窪幸治君）

私も今日現場を見せていただいて、まずもう入った瞬間にワイヤーロープが引っ張ってある時点で、これ、大丈夫なのかなというような、ちょっと素人感覚でありますけども、ちょっと思った次第でありました。またそのワイヤーロープがあるところで、また室内審査において、まだ、休館なので、何も今のところ計画をしておりませんというようなことでした。あの状態を見た段階で、耐震診断を民間業者に委託したときに、民間業者は多分その辺も、数字が分かるのではないかなとちょっと感じたところだったので、そういう業者さんにはですね、多分、もうこれはもう、休館という言葉を使ってますけど、壊していく方向で、解体の方向でいくんだろーとは思ってますけど、その辺のところも、数字的なところ、予算的なところもあるでしょうから、やはり先ほども植山委員からもありましたけど、先手でやはり計画を立てていくべきではないかなと思ったところでした。また、現在の状況をまた周りの住民に説明をされているかどうかというところもちょうと審議で出てこなかったところでちょっと心配をしているところなんですけども、やはり何かがあったときに、周りの住民の方たちにもやはり、説明を今のうちにしておいたほうがいいのではないかなというところを感じたところでした。

○委員（仮屋国治君）

施設もそうですけれども、考え方も放置するというのが一番怖いことですから、寝かせておいても施設はお金も生まないし、市民サービスも生まないわけですから、市営プールの今後の方向性ということばかりではなくて、市有財産を生かすという観点から、早急に検討を進めていただきたいというようなことを申しつけておいていただければと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは本件の所管事務調査はこれで終了して、委員長報告をすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ 委員長報告に付け加える点

委員長報告に付け加える点ですが、ここで皆様にお伺いするのが普通なんですけど、いろいろ御意見を頂いたので、共通する部分はあったと思いますから、そこを私の判断で、委員長報告とさせていただきますてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。この所管事務調査については7月2日の本会議で委員長報告を行います。

△ 閉会中の所管事務調査について

次に、閉会中の所管事務調査についての協議です。閉会中の所管事務調査について御意見ございますでしょうか。一旦休憩します。

「休 憩 午後 2時12分」

「再 開 午後 2時14分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ その他

次に、その他として委員の皆様から何かございますか。ないようですので、ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 2時14分」

「再 開 午後 2時14分」

○委員長（今吉直樹君）

再開します。以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹